

# 第一類 第一回議院内閣委員会

第四十八回国院内閣委員会

昭和四十年三月二十六日(金曜日)  
午前十時五十七分開議

## 出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

理事 天野 公義君

理事 岩動 道行君

理事 塚田 徹君

理事 藤尾 正行君

理事 薙ヶ久保重光君

出席大臣

農林大臣 大臣赤城 宗徳君

大蔵政務次官 大臣石田 博英君

大蔵事務官 大臣谷村 栄君

大蔵事務官 大臣佐々木庸一君

(大臣官房長) 農林事務官 大臣久宗 高君

(大臣官房長) 農林事務官 大臣昌谷 孝君

農林事務官 大臣丹羽雅次郎君

(農地局長) 農林事務官 大臣松岡 齋藤君

食糧庁長官 和田 正明君

水産庁長官 松岡 誠君

農芸局長 農林事務官 林田悠紀夫君

農芸局長 農林事務官 水産次長

農芸局長 農林事務官 和田正明君

○河本委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。理事辻寛一君よ

り理事を辞任いたしたいとの申し出があります。

これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よって、

許可するに決しました。

次に、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

同様に、理事辻寛一君が議長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よって、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よって、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕



いまして、すぐにできるものではございません。価格政策というものが当然伴つていかなければなりません。しかし、その問題を根本的に考えますならば、いまお話をありましたように、他産業と農業が均衡の得られるような姿に持つていかなくちゃならぬし、開放経済下におきまして日本の農業の国際競争力を増していくと、いう点につきましても、その基盤であるところの農業構造を強化しなくてはならぬ。いまは現実的に農業構造改善をやっていきますけれども、それよりもっと広い意味におきまして構造政策というものが必要だ、こういうこともいま御指摘のとおりでござりますので、生産政策、それに伴う価格、流通政策、構造政策、こういうものを緩急といいますか、一方には進めて進み方がおそいものがあります、一面においてはわりあい早く対策のできるものもあります。そういうのに応じて進めるべき速度が、おそいものは速度を早めるといふような形で均衡のとれた政策をとつていかなければならぬと思います。そういう意味におきましては、農林省の本省の機構をどういうふうに持っていくか、いま示唆もございましたが、確かにそういう点で総合性は持たなくてはなりません。一ましても、価格の変動等に対処して相当機動性を持つたものでなければならぬ、こういう意味におきまして、総合性あるいは機動性を持つ、しかもいま検討いたしております。しかし、行政機構といふものは、御承知のように、非常にむずかしいもので、机上だけでプランをつくってみても、國

面の上ではよくても、なかなかこれが動かないという面もありますし、動かせるようにやるのに、くちやならぬし、開放経済下におきまして日本の農業が均等の得られるような姿に持つていかなければなりません。しかし、その問題を根本的に考えますとしても、いまのお話のような線に沿うて、また臨時行政調査会の答申とも合わせまして、これは八月ごろまでには結論を出すことになりますが、国民の奉仕者としての官庁の機構をよりよく考えていきたい、こう考えております。

○角屋委員 本省機構については、現実に内局、外局を含めて十局ぐらいあるわけですから、これをどう変えてみたところで、ただ機械いじりだけに終わっちゃいかぬ。むしろいまの機構の中では、やはり国際関係の問題がありますし、国際経済協力という点の問題では、在外公館における経済担当が非常に少ないというふうなことが指摘されておりますが、その点では、通産省やあるいは農林省関係で、外務省の在外公館に派遣されて——特に通産省の場合が多いわけですから、農林省も一部行っていますが、それらの点では、過般黄田さんや森本參事官がヨーロッパで会合を持った。これは、これから新しい情勢に即応して、世界の大勢も見ておかなければならぬ、あるいはそれぞれの意思統一も出先でやつておかなければならぬということであつたかと思います。これからも、この流れする国際経済の中で、十分国内の政策を即応してやつていくためには、単に外務省が在外公館を掌握するというだけでなく、経済担当の柱をなしておる通産とか農林とかいうものも、必要に応じてそういうことをやつしていく必要があります。もしそこで機構の面で不十分な点があれば、これは総務局、管理局という形をとるかどうかは別として、官房の段階で企画部門というものを充実する考え方が必要ではないか、こういふことを率直に感するわけです。

○赤城國務大臣 確かに機構いじりに終わって、どう運営の妙を発揮していくか、こういうところが非常に重要なことはないか、こういう感じが率直にすら、これはやはり真剣に考えていく必要があるのではないか。本省の場合、そういう点ではむしろ大きいくらいいろいろなものを移動させるのでなしに、国際的な視野、国内の面では農家を対象にして、総合的な運営というところに視点を置いて、ど

うふうに私は思うわけです。だから、機構の問題ばかりでなしに、従来欠けておる運営の妙といふものを、大臣は全体を握っておられるわけですかね。大体は全体を握っておられるわけではありません。御指摘のような面は、なお十分考えていかなければならぬと思います。必要なことだと思います。

○角屋委員 たとえばいま与野党の間で議論されている山村振興法というものがある。これはやはり地域格差の是正、農業内部においては、農畜産物のバランスを地域的にどうするか、あるいは全体としての需給関係からどうするか、いろいろな問題で、やはり縦割り機構の弊害をなくしていくための総合的な運営という面が非常に必要だと思ふ。それは機構をいじつたから解決するのではなくて、むしろ運営の問題として真剣にやつしていく必要があります。もしそこで機構の面で不十分な点があれば、これは総務局、管理局という形をとるかどうかは別として、官房の段階で企画部門といふものを充実する考え方が必要ではないか、こういふことを率直に感するわけです。

それから農政の問題で、これらの機構にも関連するわけですから、ひとつ大臣のお考えを伺つておきたいのは、食管制度の問題です。これはグリーンレポートが出た当時に、いわゆる臨時食管管理制度調査会法案を提示して、二年間で食管制度のあり方を検討して、それに基づいて食管制度をどうするかをやるのだということは、数年前に言われた。ところが、この制度自身は立ち消えになつてゐるわけです。しかばら食管制度そのものを現実に運営する場合には、将来の問題としてもこのままいいのかという点については、われわれは別の見解を持っておりますけれども、や

はり農林大臣としては、直すべきものは直さなければならぬということだろうと思います。これは機関にも直接関連するわけですが、私どもは、食管制度というものは、むしろ新しい成長財である牛乳等を含めた第二食管的な運営をやるべきであると思いますけれども、いずれにいたしましても、食管制度というものをこれから一体どういうふうに考えていくかとするのか、この考え方についてお伺いしておきます。

○赤城国務大臣 かつて、といいますか、少し前に、臨時食管審議会を置こうかという案がございました。この基礎をなすものは、自由化しよう、こういう基礎の上に立って検討していくという考え方方がございました。私は再々いろいろな場で申し上げているのでございますが、米等を自由化していくといいますか、直接統制からほかのほうに移すということが、非常に国民の生活を混乱する、あるいは農業の生産面に支障を来たす、こういうふうに考えておりますので、これはいまの食管制度は堅持していく、こういうことが大事だらうと思いまして、この審議会におきましての自由化するというねらいの考え方につきましては、私はあまり賛意を表しておらないので、そのままこの法案は出さなかつたわけあります。しかしながら、いま行なわれている食管あるいは食管会計につきましても、いろいろ問題がござります。生産者米価を決定するにしましても、消費者米価を決定するにしましても、その中でいろいろな議論もございます。そういう意味におきましては、これは漫然と放置しておくことでの研究、検討はいたしておりますが、食管制度そのものにつきまして、維持、堅持しながら、そのたてまえのもとで検討を加えていく必要があると思いますので、それぞれ検討はさせているわけであります。

○角屋委員 従来からの農政の柱であり、これらも重要な柱である生産基盤の問題であります。臨調の答申の中で、土地改良に關することがいろいろの項目の中に出ているわけですが、私も

はこの臨調の答申には賛成できない。從来から、土地改良では國營、県營、團體營、こういう区分に基づいて土地改良事業がなされております。しかも過般の土地改良法一部改正のときは、土地改良の長期計画をつくり、この長期計画はいま農林省でも検討中でございまして、聞きますと、夏以降におくれるということであります。あの議論をした際は、土地改良の長期計画をつくるときには、十カ年計画の少なくとも前半の五年については、具体的性を持たせたプランをつくってもらいたいといふことも述べたわけですけれども、生産基盤の問題については、むしろ今日生産性の向上の問題とも関連をし、機械化の問題とも関連をして、相當にまた手をつけなければならぬ。基盤整備の問題については、むしろ重要なものは國が責任を持ってやる。われわれは、その点では全額國庫負担の事業でもやつたらどうだというくらいに言つてゐるわけであります。ところが臨調では、國營部門というの、大規模な干拓とかあるいは大規模な土地改良というよろんな範囲以外は、県段階以下に移したらどうかという思想があらゆるところに流れおる。これはむしろ土地改良事業の本旨とか、性格とか、実態とか、重要性とかいうものを、必ずしも認識していない議論じやないかと思うのです。これから土地改良事業の進め方、これは國營事業の持つ役割は依然として強い。それは重視しなければならぬ。土地改良の長期間の中でもそのことは当然考えられておるでしょうし、しかも特別会計の関係でも、特定土地改良上事特別会計というの今まで設けて、なるべく短期にそういうものをやつていこう——むしろ土地改良事業で從来から私どもが指摘しておるのには、國營、県營、團體營、こういうものの総合性であります。それがたしてそのとおりになるかどうかという御承認のプロック段階に農政局というのが現実的も含めて、必ずしも欠けてはいるのじゃないか。そういう点を総合的にやるべきであるとあって、むしろ國營の荷を軽くして県營以下に移してはたしてできるのかということになると、私は第一線の実態も含めて、必ずしもそういうことはならないと思う。しかも農業本來の政策として、今後

はこの臨調の答申には賛成できない。從来から、土地改良では國營、県營、團體營、こういう区分に基づいて土地改良事業がなされております。しかも過般の土地改良法一部改正のときは、土地改良の長期計画をつくり、この長期計画はいま農林省でも検討中でございまして、聞きますと、夏以降におくれるということであります。あの議論をした際は、土地改良の長期計画をつくるときには、十カ年計画の少なくとも前半の五年については、土地改良の長期計画をつくり、この長期計画はいま農林省でも検討中でございまして、聞きますと、夏以降におくれるということであります。あの議論をした際は、土地改良の長期計画をつくるときには、十カ年計画の少なくとも前半の五年については、土地改良の長期計画をつくり、この長期計画はいま農林省でも検討中でございまして、聞きますと、夏以降におくれるということであります。

○赤城国務大臣 長期計画につきましては、御承認のようによくお話しの如きであります。そこで臨時行政調査会における答申が、國營を県營に移すようにというようなことは、私も賛成できません。これはやはり國が

それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

やることのほうが、進め方におきましてもいい。それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

やることのほうが、進め方におきましてもいい。それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

やることのほうが、進め方におきましてもいい。それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

やることのほうが、進め方におきましてもいい。それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

やることのほうが、進め方におきましてもいい。それから土地改良基盤整備というのも、だんだん広域になつていくから、広くやつていきませんことは、私も賛成できません。これはやはり國が

強くなってきています。なおこれは自主性を強くしていきたいと思います。そうして地方の実情に即応した行政の推進に当たらせる、こういう方向で進めております。また、地域農政に必要な諸施策運営上の基礎資料となるべき地域の農業情勢を分析、把握するための調査等の面におきましては、重要な機能を發揮しております。統計を入れるか入れないかという問題につきましては、な十分検討してみませんと、私はまだ踏み切るまではいっておりませんけれども、地方の実情等の調査の面におきましては、重要な機能を果たしておりますし、また果たさなければならぬと思つております。このような活動を通じまして、地方農政局の位置は、農林省内部においても、また地方におきましても、逐次高く評価されておる現状でございますが、今後におきましても、都道府県あるいは市町村、こういうものと連絡を緊密にして、日本は狭いといえども、地域農政というものは相手重要でございます。こういう面におきまして、地域農政推進の中心機関として充実強化して、せっかく設けた機構でございますから、これをフルに生かして、われわれが農政を行なつていく上におきましても、あるいは農民にとりましても、意義のある有益な機構として活動させようとしたいたい、こう思つております。

○角屋委員 改正点の一つであります農林研修所

の問題でありますが、私は、むしろ農林研修所の設置、それについての農林省からの説明資料もありますけれども、これは今日のような非常にむずかしい農政の状態の中では、地方の段階、第一線の段階も含めた農林省に寄り置いておる諸君の研修という問題は、これはもとと総合的に、あるいはものがある。あるいは国税局も国税大学校といふものがある。私は大学必ずしもいいとは言いませんけれども、農政の国内的にも国際的にも

強くなっています。なおこれは自主性を強くしていきたいと思います。そうして地方の実情に即応した行政の推進に当たらせる、こういう方向で進めております。また、地域農政に必要な

諸施策運営上の基礎資料となるべき地域の農業情勢を分析、把握するための調査等の面におきましては、重要な機能を発揮しております。統計を入れるか入れないかという問題につきましては、な十分検討してみませんと、私はまだ踏み切るまでにはいっておりませんけれども、地方の実情等の調査の面におきましては、重要な機能を果たしておりますし、また果たさなければならぬと思つております。このような活動を通じまして、地方農政局の位置は、農林省内部においても、また地方におきましても、逐次高く評価されておる現状でございますが、今後におきましても、都道府県あるいは市町村、こういうものと連絡を緊密にして、日本は狭いといえども、地域農政というものは相手重要でございます。こういう面におきまして、地域農政推進の中心機関として充実強化して、せっかく設けた機構でございますから、これをフルに生かして、われわれが農政を行なつていく上におきましても、あるいは農民にとりまして、意義のある有益な機構として活動させようとしたいたい、こう思つております。

○角屋委員 改正点の一つであります農林研修所

の問題でありますが、私は、むしろ農林研修所の設置、それについての農林省からの説明資料もありますけれども、これは今日のような非常にむずかしい農政の状態の中では、地方の段階、第一線の段階も含めた農林省に寄り置いておる諸君の研修という問題は、これはもとと総合的に、あるいはものがある。あるいは国税局も国税大学校といふものがある。私は大学必ずしもいいとは言いませんけれども、農政の国内的にも国際的にも

強くなっています。なおこれは自主性を強くしていきたいと思います。そうして地方の実情に即応した行政の推進に当たらせる、こういう方向で進めております。また、地域農政に必要な

諸施策運営上の基礎資料となるべき地域の農業情勢を分析、把握するための調査等の面におきましては、重要な機能を発揮しております。統計を入れるか入れないかという問題につきましては、な十分検討してみませんと、私はまだ踏み切るまでにはいっておりませんけれども、地方の実情等の調査の面におきましては、重要な機能を果たしておりますし、また果たさなければならぬと思つております。このような活動を通じまして、地方農政局の位置は、農林省内部においても、また地方におきましても、逐次高く評価されておる現状でございますが、今後におきましても、都道府県あるいは市町村、こういうものと連絡を緊密にして、日本は狭いといえども、地域農政というものは相手重要でございます。こういう面におきまして、地域農政推進の中心機関として充実強化して、せっかく設けた機構でございますから、これをフルに生かして、われわれが農政を行なつていく上におきましても、あるいは農民にとりまして、意義のある有益な機構として活動させようとしたいたい、こう思つております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、最後にしたいと思いますが、農林省の機構の問題として、公社、公團、事業團という問題もござります。私は、自分の考え方からいたしますれば、農林省に關係しておる公社、公團、事業團について

は、非常に乱立傾向にありますけれども、これをつくるときには非常に熱心であります。そこで氣息えんえんとしてくると、何か仕事をくつづけてやるというくらいが、單にこれは農林省だけではありませんが、ないわけではありません。この間に、これはもとと総合的に、あるいはものがある。あるいは国税局も国税大学校といふものがある。私は大学必ずしもいいとは言いませんけれども、農政の国内的にも国際的にも

強くなっています。なおこれは自主性を強くしていきたいと思います。そうして地方の実情に即応した行政の推進に当たらせる、こういう方向で進めております。また、地域農政に必要な

諸施策運営上の基礎資料となるべき地域の農業情勢を分析、把握するための調査等の面におきましては、重要な機能を発揮しております。統計を入れるか入れないかという問題につきましては、な十分検討してみませんと、私はまだ踏み切るまでにはいっておりませんけれども、地方の実情等の調査の面におきましては、重要な機能を果たしておりますし、また果たさなければならぬと思つております。このような活動を通じまして、地方農政局の位置は、農林省内部においても、また地方におきましても、逐次高く評価されておる現状でございますが、今後におきましても、都道府県あるいは市町村、こういうものと連絡を緊密にして、日本は狭いといえども、地域農政というものは相手重要でございます。こういう面におきまして、地域農政推進の中心機関として充実強化して、せっかく設けた機構でございますから、これをフルに生かして、われわれが農政を行なつていく上におきましても、あるいは農民にとりまして、意義のある有益な機構として活動させようとしたいたい、こう思つております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、最後にしたいと思いますが、農林省の機構の問題として、公社、公團、事業團という問題もござります。私は、自分の考え方からいたしますれば、農林省に關係しておる公社、公團、事業團について

は、非常に乱立傾向にありますけれども、これをつくるときには非常に熱心であります。そこで氣息えんえんとしてくると、何か仕事をくつづけてやるというくらいが、單にこれは農林省だけではありませんが、ないわけではありません。この間に、これはもとと総合的に、あるいはものがある。あるいは国税局も国税大学校といふものがある。私は大学必ずしもいいとは言いませんけれども、農政の国内的にも国際的にも

強くなっています。なおこれは自主性を強くしていきたいと思います。そうして地方の実情に即応した行政の推進に当たらせる、こういう方向で進めております。また、地域農政に必要な

諸施策運営上の基礎資料となるべき地域の農業情勢を分析、把握するための調査等の面におきましては、重要な機能を発揮しております。統計を入れるか入れないかという問題につきましては、な十分検討してみませんと、私はまだ踏み切るまでにはいっておりませんけれども、地方の実情等の調査の面におきましては、重要な機能を果たしておりますし、また果たさなければならぬと思つております。このような活動を通じまして、地方農政局の位置は、農林省内部においても、また地方におきましても、逐次高く評価されておる現状でございますが、今後におきましても、都道府県あるいは市町村、こういうものと連絡を緊密にして、日本は狭いといえども、地域農政というものは相手重要でございます。こういう面におきまして、地域農政推進の中心機関として充実強化して、せっかく設けた機構でございますから、これをフルに生かして、われわれが農政を行なつていく上におきましても、あるいは農民にとりまして、意義のある有益な機構として活動させようとしたいたい、こう思つております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、最後にしたいと思いますが、農林省の機構の問題として、公社、公團、事業團という問題もござります。私は、自分の考え方からいたしますれば、農林省に關係しておる公社、公團、事業團について

は、非常に乱立傾向にあります。昨年一億枚臨時にふり立つてあります。いま向こうから要請をされておりました。しかし、生産もこどもは非常によろしくうござりますし、生産者の立場も十分考へなくてはなりませんので、この輸入のルート等が、向こうの生産團体等との話し合いというようなことで、そういうことが事実できるとするならば、そうして

な審議会がありますが、畜産全體の運営のためには、そういうものの全体会議を持つとか、あるいは代表会議等を持つとかいうような運営方法を考える必要があります。しかし、それは実際に行なう場合におきましては、な

か

局の縮小の問題が臨調から出たり、あるいは肥飼料検査所の問題、動物検疫所、植物防疫所それぞの問題についても臨調で出ておりますが、時間の関係上、これらの問題については触れることができません。

○赤城國務大臣 日韓の問題で外務委員会から呼ばれておりますが、日韓の問題では一点だけ大臣のお考えを承つておきたいと思う。それは今日進めてまいりました

か

た日韓の漁業交渉の問題については、昭和三十六年の段階で檜崎君のほうから触れることがあります。特にノリの問題については、昭和三十六年の段階で

か

だと思いますが、私は衆議院の農林水産委員会で韓国からの水産物輸入という問題では、ノリ、特にノリの問題が今日議論に出ておる。

か

するめ、いろいろな問題が今日議論に出ておる。特にノリの問題については、昭和三十六年の段階で

か

だと思いますが、私は衆議院の農林水産委員会で提案をして、満場一致一億枚に規制をするという

か

ことをやつたわけですが、ことしの段階をいたしましても、四十五億枚程度日本で国内生産をさ

か

れる。相当にやはり問屋にも生産地にもだぶついておる。こういうところに、政治的な意図でもつ

か

ることになりますと、明年以降に与えるところの影響は非常に大きい。こういうことを考慮しておるわけでありまして、むしろことしの状況からいたしますならば、韓国ノリは入れない、将来の問題については、来年以降にひとつ相談しよう

か

じやないか、こういう姿勢が必要だと思ひます

か

が、その点についてはどうお考えですか。

か

○赤城國務大臣 ノリにつきましては、議論のあることも承知しております。昨年一億枚臨時にふ

か

ることも承知しております。昨年一億枚臨時にふり立つてあります。いま向こうから要請をされておりました。しかし、生産もこどもは非常によろしくうござりますし、生産者の立場も十分考へなくてはなりませんので、この輸入のルート等が、向こうの生産團体等との話し合いというようなことで、

か

いうことが事実できるとするならば、そうして

か

な審議会がありますが、畜産全體の運営のためには、そういうものの全体会議を持つとか、あるいは代表会議等を持つとかいうような運営方法を考える必要があります。しかし、それは実際に行なう場合におきましては、な

か

局の縮小の問題が臨調から出たり、あるいは肥飼料検査所の問題、動物検疫所、植物防疫所それぞの問題については触れることがあります。

か

だと思いますが、私は衆議院の農林水産委員会で提案をして、満場一致一億枚に規制をするとい

か

ることをやつたわけですが、ことしの段階をいたしましても、四十五億枚程度日本で国内生産をさ

か

れる。相当にやはり問屋にも生産地にもだぶついておる。こういうところに、政治的な意図でもつ

か

ることになりますと、明年以降に与えるところの影響は非常に大きい。こういうことを考慮しておるわけでありまして、むしろことしの状況からいたしますならば、韓国ノリは入れない、将来の問題については、来年以降にひとつ相談しよう

か

じやないか、こういう姿勢が必要だと思ひます

か

が、その点についてはどうお考えですか。

か

○河本委員長 農働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

か

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

か

○大出委員 最初に、国鉄、電通あるいは郵政

か

等、つまり三公社五現業の当事者能力問題とからみまして、目下調停委員会で進行中でございます

か

が、一日も早くこの労使関係の賃金問題に関する

か

紛争の解決をはからなければならぬ時点に来て、このように考えますので、その点について労働大臣の所見を聞きたいというのが、最初の問題であります。それからもう一つ後段で、港湾労働法が社会労働委員会にかかるておりますけれども、これについても、重要法案もあり、かつ三・三答申も受けております関係もあり、将来の港湾の施設、あるいは管理、労働等を含めての問題もからみますので、それについても御質問をいたしたいというふうに考えておりますが、大臣が一時までだそうですから、それでは、できるだけその時間の範囲でひとつ質問をいたしたいと思います。

最初の問題でありますけれども、これは昨年の国会におきましても、石田労働大臣になられましてから、何回か当事者能力の問題で質問あるいは回答が行なわれておりますし、衆議院の予算委員会のときにも、山田趾司君からも質疑応答が行なわれております。かつまた時間の関係で申し上げないつりではありますけれども、大臣がかつて最初に労働大臣をやつておられたころ、二十六、七年ころだと思いますけれども、このときにも、労働法令審議会等の関係がありまして、当事者能力問題はすいぶん長い記録が残っているわけでありまして、それがいまだに片づかないということであります。そこで最初に承りたいのは、一月のたしか二十八日だと記憶いたしておりますが、昨年の四月十七日の池田総理並びに太田会談等における当事者能力問題がございまして、次官会議で検討を加えられた結果が明らかになっておりますけれども、つまりその中の中心点は、将来 ILO の問題とからんで、公務員制度審議会、これは仮称であります。しかし、当面は現行制度のワクの中で、できるだけこれを運営上拡大しながら問題の解決をはかりたいということにまとまっているように思いますがけれども、そういう意味で、有額回答を二月の五日でしたか、出されております今日の進展し、さておりました事情の中で、どうもおのの三公

社五現業が回答をしている有額回答に、初任給の千円引き上げという一律の形で出されていて、いうにしては、あまりにも形式に過ぎるという気がするのでありますけれども、この点について、少くとも、この点について、少くとも当事者能力と申します、いま申し上げたような以前の御答弁等を踏まえて、今日の時点でどういうふうに労働大臣がお考えになつてあるかという点をお聞かせ賜わりたい、こう思ひます。

○石田國務大臣 労使関係の問題の処理は、労使がそれぞれ自主的な立場において、それぞの責任において話し合つて妥結点を見出していくといふたまえが一番望ましいことであり、それが労使関係調整の労働行政の基本でもございます。三

公社五現業あるいは政府関係機関、それぞれたてまえは一応そういうことも可能なようにはなつておられますけれども、現実的な運営の上においていろいろな制約があつて、完全にいわゆる自主交渉の対象となつてしまひました。私どもは、むろん労政の基本、先ほど申します基本をたてまえとして貫いていきたいと思います。ただ、公社、現業その他は、その事業の性格、構成その他から、全く民間と同一に扱えないという点もいろいろあるかと思いますし、それがあるために、今日こういうことになつてきたのであります。その調和点をどこかで見出してまいらなければなりません。

それが昨年の四月十七日における池田・太田会談の一つの結論でもあり、その結論に基づいて、その調和点を見出すべく関係次官会議が催され、しづかに運営されました。そして今年の一月二十九日に、恒久的な問題の処理は、ILO 関係案件として提出してあります公務員制度審議会で他

いたしました。

これが内容について、いま大出さんのおつ

りやつたような批判があることは私もよく承知しておりますし、その批判によつて来たる理由もよがするのでありますけれども、この点について、少くとも当事者能力と申します、いま申し上げたような御答弁等を踏まえて、その前進でござります。そしてその前進を踏まえた上で、よりよき労使関係の樹立へ進んでまいりたいと思っておるわけであります。そこで、いま調停段階に入りました。その調停段階を通じて、できるだけ前進した形において話し合いがつき、平和裏に解決されることを望んでおります。それに對して、要すればわれわれも努力を惜しまないつもりでございます。不幸にして調停が仲裁に移されるようになります場合においては、既定方針どおり、中裁裁定の完全実施といふ方針でこれを処理していくといふことです。そこで次第でござります。

○大出委員 どうも少しテンポが早過ぎまして、仲裁裁定まで出てしまったのであります。ななりますと、大臣が今まで述べておられるいろいろな経緯からいきまして、少しつじつまが合わないことになろうと私は思うのであります。実は調停段階であります。第一次回答は、平均をいたしますと五百円ぐらいになつております。組合側は第二次回答の要求をしておりますが、調停段階でありますから、調停の席上で当事者側の方々に言つてもう、これが要求の趣旨だらうと私は理解をいたします。

そこで、実は先ほど申しました二十六、七年ごろのいろいろな当事者能力のやりとりの中で、学者では峯村さんであるとか、あるいは国鉄の職員局の労働課長である中畑氏であるとか、あるいは

いろいろな方々が各方面から——関西の労働法学者もそうであります。当事者能力の問題を取り上げていろいろ検討してきました。それで少くとも、必ずしも矛盾を指摘しているわけであります。だから、矛盾があるということについては、少くとも当事者能力と申します、いま申し上げたような御答弁等を踏まえて、今日足らざる制度でありますから、どう解説をしていくかということが、労使関係を安定させ、まとめていくといふポイントだろうといふうに私は考えているのでありますから、資料を全部持っておりますけれども、時間の関係で——結論は五百円平均ではなくしに、何とかひとつそれ以上に努力するという方向で御努力の点を言っていただけば事足りますが、そういう意味で、こまかい理論的な点は時間の関係で極力省いてまいりますが、どうしても申し上げなければならぬのは、いま最後の答弁で仲裁の話まで出ましたので、これについては、昨年の十二月の九日に参議院の永岡光治氏の質問に対しまして、石田労働大臣が相当親切な答弁をしているのであります。第一段階は労使双方の交渉なのである。さて第二段階は、調停という段階なんだ。第三段階は、仲裁という段階なんだ。そこで当事者能力とは、仲裁という段階なんだ。そこで当事者能力としては、仲裁という段階なんだ。そこで当事者能力とは、仲裁まで出でてしまったのであります。ななりますと、大臣が今まで述べておられるいろいろな経緯からいきまして、少しつじつまが合わないことになろうと私は思うのであります。からんでものを言うということになれば、第一段階は労使双方が協定をする、こういうかつこうが労使双方が協定をする。しかし、さてそれができきれない場合に、何とか第二段階で調停に到達する。今までこれが一度もなけれども、この制度が不用であるという意見に対しては、私はそう思つてしない。何とか調停段階でものがまとまることが望ましい。またそういう努力もしなければならない。それで、その結果どうにもならぬといふ場合は仲裁ということなので、あくまでも調停委員会という制度は厳存しているんだし、必要なんだということを、大臣が、この議事録を読みますと、答弁をされているのであります。してみると、今日まだ第一回の調停段階であつて——四回



る、このためには、やはり各公社、現業に相当な自主性を持たせる、こういう意味における政府の努力がなければ、調停段階でなかなか話し合いかつない。これは旧来から明らかなのであります。そこで私は、さつきから申し上げておるよう、調停段階で話し合いをつけるべき労働担当の大臣あるいは政府の関係の方々の御努力が必要なのだ、これをやりになっていただけるかどうかということを聞いておるわけあります。そのようにひとつ御理解の上、再度御答弁をいただきました

○石田国務大臣 私がいまされたのは、私の記憶と違っているかどうかということを念を押したのであります。ことさら三治君からチェックをしたわけではありませんから、誤解のないよう、私の記憶のとおりであったので、その意味は、むろんあなたの御発言のとおりの意味と思っております。そうでなければ意味をなしませんから。それから調停段階におけるわれわれの努力は、調停の方向とらみあわせてあとう限りの努力をしたいと思っております。

○大出委員 そこで国公のやりとり、議事録のほうに戻りたいのでありますけれども、予算委員会で本年二月十二日に山田駐日君のほうから労働大臣にいろいろ当事者能力をめぐる質問をいたしました。それで相当に笑つ込んだ御意見あるいは答弁を貰つておりますが、この中でまず一番ポイントになるのは、労使双方の団体交渉というものが進展をし、そこで話し合いがつく、これが一番望ましいのだということと、あわせて公労法の十六条と三十五条の関係からして追加予算、補正予算、あるいはそれに類する流用等を含めますけれども、適当な措置をおとりになる話し合いが両者できました。この意味は、調停段階においても同様に話し合いがきまるということになるとすれば、政府から横やりを入れるものではない、こういうことをついて、田中大蔵大臣も、當時三公社五現業の

方々が全部おられるところで、はつきり最終的に結論めいて申された筋合いがございます。そこで、私はどうもこのところが理解できませんので承りたいのでありますけれども、これは田中大蔵大臣でない、労働大臣でござりますから、田中大蔵大臣の答弁は御存じのはずなりますが、それがやったのじゃないのだと言われば、それなりでありますけれども、しかし、関連はございますので承りたいのであります。これは郵政省と全通信労働組合との所交の席上で、郵政省側から回答が文書で出されているのであります。簡単でございますから、その文書を読み上げますと、「本年四月以来については民間賃金においてある程度の事情変更が生ずるであろうことは予想をされる。その場合、程度いかんによつては郵政職員についても考慮すべき必要が生ずることも考えられる。したがつて四月以来の問題については、今後あらためて交渉のこととしたい。」これは文書でありまして、この文書を公労委の第一回の調停委員会の席上に組合側から提出をした。こういう経緯がございましたとして、この文書を公労委の第一回の調停委員会の席上に組合側から提出をした。こういうことがございましたところで、これは郵政省側が、当事者側、理事者側が出した文書でございますから、否定の余地はない、こういうかつこうになつたのであります。ところが、この直後に大蔵省のほうから――私は、大臣が御存じのとおり、官公労以来ずいぶん長く各省に関係がありますのでも、そういう実害はないといおつしやられても、私は直接会つて話ををしてきておりますから事実でございませんけれども、郵政省のある人を呼んで、また大蔵省がそういう内容のはつきりしない何か言うたらしいということを聞いたので、どういうこと調べてもらいました。それで私が承つた報告は、大蔵省がそういう内容のはつきりしない何か言うたらしいと、そのことで情報を聽取したにとどまるのだ、こういう報告をありました。昨日鈴木強君の質問に対し、私はそばにおりまして田中君の答弁を聞いておつたのですが、田中君は、その事情を聽取したことは知らない。知らないが、調停段階で話がまとまれば、今までのお答えのとおりの態度で臨みますといつておつたように記憶いたしております。

○大出委員 それではひとつ念を押しますけれども、これはさつきも申ましたように、文書で出た事実がござります。これは先ほど申し上げました本年二月十二日の予算委員会におけるやりとり、答弁、確認等から見まして、ゆゆしき問題などいう気がするわけであります。もしそのことが事実でないとおっしゃるならば申し上げざるを得ないということになるかもしませんけれども、事実そういうことがございまして、私は言われたところの方々からも聞いておりますが、こういうふうなことがあるべきでない筋合の答弁な

んでですが、しかし、現実にこれがあつたということになりますと、私はどうもこのところが理解できませんけれども、現に今日出ている大蔵省の質問に立ち返つてものを言えば、当事者側からもおこなわれていますけれども、これは当事者間では生きている。そうなると、つまり先ほど予算委員会の質問に立ち返つてものを言えば、当事者能力といふものを現行制度の中でできるだけ拡大をして考えながらうまくまとめていくこと、つまりは、そのことに制肘を加えない筋合になるわけでありますから、そうなれば明らかに生きていける。そうなると、四月段階にいて、それらの民間の回答その他が出てきた場合に、当然五百円ということが出来ます。にもかかわらず、そこであつた大蔵省がちょっと待つたをかけられたのでは、これははたいへんなことになる。したがつて、この回答の趣旨からいければ、当然五百円ではない、何がしかの第二次的なものが出てきてもしかるべき筋合のものなんありますけれども、その点について、あなたの方のほうは、それにに対する制肘をおかけにならぬかどうか。こここのところをはつきりさせておいていただきたい。

○石田国務大臣 大蔵省のそれがどういうふうにしたかというようなことはこれは別問題であります。私が承知している範囲では、文書であつたかどうか、どういうものであつたかどうか、それをもわからなかつたから聞いたのだ、こうい

うふうに私は承知しております。大蔵省の立場を私が答える、私はそういう立場におりませんが、少なくとも労働省といたしましては、そういうことをする意思はありません。

○大出委員 これまた大蔵省との関係で恐縮なんですが、先に進みませんので、もう一つ承りたい

のですが、例の予算委員会におけるやりとりの中で、あわせて政府関係特殊法人、つまり道路公団その他であります。これに対するやりとりもあわせて行なわれまして、やはり当事者の能力といふことについては、補助金あるいは予算的な措置が出てくることは一方にあるということは言われながらも、関係としては公労協よりも民間にもっと近いのだ、こういう答弁が労働大臣から行なわれているわけであります。ところが、これもやはり大蔵大臣は、あとで当事者の間でまとめていくものについては個約は加えないことになっているわけであります。ところが、いまの例と全く同じことになるのでありますけれども、いま三月年度末にきて、政労協の皆さん、特殊法人関係の労働組合の方々は、年度末手当を出して貰っている。これが水資源公団、これは企画庁の担当であります。がつて〇・四を出せと言った。それで道路公團、高速道路公團並びに住宅公團に比べて〇・〇ないし〇・〇くらいの間で並ぶのだ。したがつて、水資源公団の〇・四は出してよろしいが、そこから各種公團は一切出してはいけない。こうしたことになつた事実があるか。これまた関係がえらいところへ

飛び火しますけれども、もしどうしてもこういう事實を持さんがお認めにならぬなら、私は言いません。そこで私は直接話をいたします。したがつて、建設大臣にしても、建設官房長にしても、非常には困つたことになつたということで、かつた一方で金という問題もありましょ。それだけが理由ではないと思いませんけれども、なかなかどうも年度末手当が出てこない、こういうことで今日ストライキが続いている。私は、大蔵省の立場がわからぬわけではないだけども、このあたりは、一々そういうとめ方をするのではなくて、政府の関係の方々がやはり相談をされて、全体として、当事者能力がこれだけ問題になつてゐるのですから、しかも国会でようやくここまで前進した答弁がいただける世の中になつたのだから、さらにまた、ILOとのからみ合いで公務員制度審議会等の中で検討をするということこれまで混亂におちいり、拡大をするだけなんです。その辺のところを、労働大臣という立場で、何とか政府内部を調整していただかねと困る、こう思ひますから、その辺についての所見を賜わりたいわけです。

○石田国務大臣 これは、政労協関係の労使関係において、自主的な交渉によって一定の条件で話し合いがまとまるといたします。そのまとまり三十二ある政府特殊法人関係の給与のバランスを詳細に大蔵省が検討した。したところが、昨年末の手当の問題等とからんで、水資源公団については〇・四だけ他の公團よりは低かつた。したがつて〇・四を出せと言つた。それで道路公團、水資源公団が〇・四というものを出した。さあ大騒ぎが起つた。ところがいろいろ私も調べてみたところが、大蔵省の給与課が調整をしている。つまり三十二ある政府特殊法人関係の給与のバラン

スを詳細に大蔵省が検討した。したところが、昨年末の手当の問題等とからんで、水資源公団については〇・四だけ他の公團よりは低かつた。したがつて〇・四を出せと言つた。それで道路公團、水資源公団とは並ぶのだ。だから、これ以上そのものをほかに出せばアンバランスが出てるのだから、〇・四出してもこれでこの四つは並ぶ。日住労関係と首都高道路公團、道路公團、水資源とは並ぶのだ。だから、これ以上はいかに自主性を持たせると言うても交渉は進展しないし、交渉が進んでいるなかにそういうことを裏で言えば、大蔵省が一番こわくてしかたがない公團幹部の方なんだから、当然口をつぐんで語らない、こうなるのがあたりまえです。このことを称して、自主性を、つまり当事者能力を欠かせているということになるのであって、現行制度

の間ににおいては、自主的な話し合いできてもらうのがたてまえであらうかと思います。私は、具體的に大蔵省の給与課でどういうことをしたかどは現行制度上、あるいは現在の予算上可能であるとか不可能であるとか、別種の判断をする権限は残つてゐると思うのです。だけども、それまでの間においては、自主的な話し合いできてもらうのがたてまえであらうかと思います。私は、具體的に大蔵省の給与課でどういうことをしたかどは現行制度上、あるいは現在の予算上可能であるとか不可能であるとか、別種の判断をする権限は残つてゐると思うのです。だけども、それまでの間においては、自主的な話し合いできてもらうか、それはよく存じません。労政局長が承知しておるようなら、いずれ労政局長からお答えをさせたいと思います。ただ今度は、交渉にあたる当事者の側がせつかく話をまとめて、あとになつて

さて新聞が取り上げたということで、とたんに呼びつけられる。呼びつけられること自体が、もう制約なんです。内容は何を言われようと。だから、そういうふうなことがあっては困る。だからこそ、いろいろと国会でものを言う、答弁を求める、こうなつていてるわけですから、ここのことの立場というものは別々にあるものであつて、あまり混淆させないほうがいいのではなかろうかと私は思つておる次第であります。

○大出委員 政労協三十二の給与調査その他の一切の資料がここにあるのですが、これでいきますと、あなたがどういうふうにおっしゃられても、現実は、交渉が続いているさなかに、うしろのほうから大蔵省が、こういう数字なんですよ、三十二あるんだが、内容は、給与は今日どこが幾ら、どこが幾らでこうなつていてる。したがつて、こういう事情なんだから、〇・四出してもこれでこの四つは並ぶ。日住労関係と首都高道路公團、道

路公團、水資源とは並ぶのだ。だから、これ以上はいかに自主性を持たせると言うても交渉は進展しないし、交渉が進んでいるなかにそういうことを裏で言えば、大蔵省が一番こわくてしかたがない公團幹部の方なんだから、当然口をつぐんで語らない、こうなるのがあたりまえです。このことを称して、自主性を、つまり当事者能力を欠かせているということになるのであって、現行制度はそれが反対だと言うて突っぱたにもかかわらず、逆に調停委員会に公社の側から調停申請をしてしまつた、こういう事実が現存するわけですね。これは何を意味するかといいますと、公社側が五百円の回答をしている。そして団体交渉が続いている。組合側はもつと交渉しようと言つた。もかわらず、団体交渉ではどうにもならぬから調停でまとめましょうといつて調停に持つていつた。そうすると、公社の側に調停でまとめる責任が存在をするわけであります。そうなれば、調停

の段階で何がしか積み上げなければ、調停に持つていった意味がない。こういう事実まで今日労使間には存在をするわけあります。そうなると、一例をあげたさつきの大蔵省みたいなことが出てくるということになると、せっかくそういうことまで調停に持つていったものがまとまらない、こういう結果になってしまいます。そこで、私は先ほど来冒頭に申し上げたように、こまかい制度上の問題を論議すれば切りがありませんから、この短い時間で申し上げないつもりにしておりますけれども、現実の問題として、きわめて現実的に考えてものをまとめたいという気持ちである限りは、政府の皆さん側で、形式は申し上げませんが、それ相当な配慮があつてしかるべきである。つまり調停段階で五百円でまとまるはずがないことはわかつておる。だとすると、そことのところでもう少し皆さん方が手綱をゆるめるべき措置をとって——形式的に言うならば、当事者能力はあるはずだ、こうおっしゃるでしようけれども、いま二つの例をあげましたように、現実はそれではございませんが、その手綱をもう少しうめて、何とかひとつ調停段階で管理者の皆さん側から何がしかの第二次回答ということを、形式にとらわれませんが、に類する額について意思表示をして決しく悪くない。仲裁に持つていてはもつと悪いに世の中はきまっているのだから、そうなると、そこ辺を積み重ねていただいた上で、大臣が十二月に答弁されているように、調停段階でまとめる努力を極力やってみようじゃないか。そして、田中大蔵大臣が五大臣と公労協の話し合い申されているように、公労委で調停でまとったら、調停案が出たら、仲裁と同じように尊重する、こういうところまでことは進展していいのではないか、こういうふうに私は考えますので、その辺の努力のほどについて、公労協代表とお話をふうに思いますので、御答弁いただきたいと

出でてくるということになると、せっかくそういうことが出てくるということになると、せっかくそういうことで調停に持つていったものがまとまらない、こういう結果になってしまいます。そこで、私は先ほど来冒頭に申し上げたように、こまかい制度上の問題を論議すれば切りがありませんから、この短い時間で申し上げないつもりにしておりますけれども、現実の問題として、きわめて現実的に考えてものをまとめたいという気持ちである限りは、政府の皆さん側で、形式は申し上げませんが、それ相当な配慮があつてしかるべきである。つまり調停段階で五百円でまとまるはずがないことはわかつておる。だとすると、そことのところでもう少し皆さん方が手綱をゆるめるべき措

置をとって——形式的に言うならば、当事者能力はあるはずだ、こうおっしゃるでしようけれども、

それから同時に、先ほど郵政省の出された例に対してもお話しですが、労働省としては、それに對してましてやチェック、干渉する意図はありません。ただ、私どものほうでは、現在まであった金水準、上昇率その他の資料提供を求められた場合には、その資料を提供することはあり得る。大蔵省給与課から出されたものもあるいはその資料という意味かもしませんけれども、一般的な賃金水準、上昇率その他の資料提供を求められた場合に、その資料を提供することはあり得る。大蔵省給与課から出されたものもあるいはその資料といふうに弁護をする責任も、別に感じません。

○大出委員 それで労働大臣に承りたいのです。が、國鉄の第一回調停委員会の席上で、國鉄の理事者側の方々、つまり当局が、兼子公労委の会長がおる席上で、当局が支払い能力もございません

のと、こういう言い方をしたわけです。そうしたところが、兼子会長のほうから、それはどういうことですか、支払い能力がないから出さない、あんな方は出すべき努力をしなければならぬのではないかです。こういうことになりますか。物価が上がつて民間の賃金が上がつてくるということになるとすれば、支払い能力の問題ではなくて、あなたの方は出すべき努力をしなければならぬのではないかです。こういう公労委会長からの反論がありました。したがつて、資料として提出を求められたのは、ベースアップの必要があるのかないのかと、このことをどう考えているかというこ

とを資料として出してもらいたい。それから、支払い能力がなければ賃金引き上げはしなくてよいなども詰めなければならぬ事情でござりますから、より現実的にお話しさせてもらいたいと思いますから、その辺のことは先ほどから何べんも申し上げてお聞かせを賜わりたい。前向きにひとつやつていただきたいと思ってお話をします。

○石田国務大臣 前に有額回答を千円いたしましたが、そのときも、ちょうど私が労働大臣でございました。今度の五百円前後の有額回答、これは非常に御不満があるという事情は、言うことはよくわかるということは先ほどから何べんも申し上げてお聞かせを賜ります。しかし、われわれの側から見れば、相當な努力をしたのであります。そして相手に當たる努力の結果として出ました。そしてそれにさ

らに積み重ねてこの現在の制度の中でもう一步前

ける労使のものの言ひぶりは、こういうことになっているわけですね。このあたりは、やはり労働大臣のお立場で——私はきのうやきょう石田労働大臣を存じ上げておるわけじゃないのですが、

なっていますよう。今日五百円の有額回答をすと、いうことさえも、それ以上あなたのほうから見ればあたりまえかもしれないけれども、われわれの現在の法律制度の中では、非常な努力であることをあわせてお含みの上で、御了解をいただきたいと思います。

○大出委員 一昨年の三・一五という最高裁の判決が出ましたときに、あの日に公労協がストライキをやるということになっておったのですが、穩やかなぬときの情勢でありますから、大橋労働

大臣といろいろ苦労し合つて、ようやくあれを回避をしました。当時の労働問題調査会等の方々ともお話し合いをして、ようやくあれをまとめた当事者でござりますから、体験を持っておりますし、

昨年の四月十七日の問題につきましても、ついぶん苦労させられた一人でありますから、その間の事情については心得ているつもりでありますけれども、同時に、今日労働担当をやられておる石田労働大臣自身も同じような長い経験をお持ちなことですから、そういう意味で私はこまかい制度上のことをとやかく繰り返してもしかたがないと思って申し上げないので、ILOの問題等もからんで申しておる今日の事情でござりますから、より現実的にお話を詰めて解決していくといふことが、ようやくILO問題等の政府なり総評なりの話し合い等も詰めなければならぬ事情に来ておる今日の段階でありますから、それだけに、ことしあたりは政府、公労協の間でまた例年のような紛争といふことでなしに、調停の段階で労使双方が何とか話し合いついたのだ、かくて調停案は両方がのんだ、それだけの努力をし合つたといふことくらいは、この公労法が適用されてからかなり長い期間になりますけれども、あってもいいのじやないかと私は思つておりますし、そういう意味で、いまの労働大臣の答弁についてはそれなりの意味で

わかりますので、どうかひとつ前向きに御努力のほどをお願い申し上げておきたいと思います。こういうふうに思うわけであります。  
時間があと三十分しかございませんので、いまの問題はこれで終わります。

それからつけ加えておきますけれども、政労協関係の問題につきましては、このままであるスト

テイキなるものが進展をしていて、月末を越えて来月に入っていますと、予算とのからみ合い

その他から、不用額云々ということにもなつてまいりますと、問題はさらに波及をすることになり

局長もおられるので、ひとつあっせんの労その他

をとり得る立場だらうと私は思つておりますが、それがつまらぬところで国公の密議にはね返つた

りする、こういう場面もなきにしもあらずといふ心配を私はいたします。そういう点でここで内容

を詳しく申し上げません。私もまとめるべく努力をしていたら、とんでもない資料が手に入ったの

で、先ほどお見せした資料がそうなんですが、そういうことで私も壁にぶち当たって、何とかしな

ければならぬと思っている段階ですから、そういう点についても御配慮をいただいて、政府が関係

をする限りの各種公團あるいは公勞協等々の問題の解決にあたっていただきたい。これも予算委員

会のやりとり等を踏まえまして、前向きで御検討賜わりたいことをお願いしておきます。

次に、港湾労働関係の問題につきまして御質問申し上げたいのでありますけれども、まずもって

承りたいのは、実施の時期につきまして、重要法案ということで、三・三答申を受けまして、港湾労

効法の要綱を何回か労働省側から出されて、この要綱がまた何回か修正されて、さうして附議でいつ

幾日」ということでありました。なかなかきまらないで、各党の皆さんの中の各種部会の中でもい

たしで、党の幹部への口の名前完全の口へもいろいろ意見があつて、ようやく日の目を見て国会に出てきるのでありますが、さて一番最後の段階

で、実施時期の問題が二年も先になってしまったという現実があるのです。このなぜ二年も

○石田國務大臣　わが国の港湾労働の実情といふものは、常用雇用の率が非常に低く、その雇用関係が非常に非近代的な要素が強い。その上に災害度が高い。さらに住宅、福祉施設等がきわめて不十分である。そういうような事情から申しまして、労働者の生活を守るという面からも、また必要労働力を確保して産業の発展に資するという面からも、問題が非常に多いので、非常に長い間、この港湾労働の姿勢を近代化するということが議題になってまいりました。そうして昨年の三月三日に御承知の答申が出たのであります。労働省といたしましては、直ちにこれを受けて、その立法化に着手をいたしました。ただ、この答申の中にも書いてありまするし、またこれを現実的にほんとうに効果あらしめるためには、港湾行政、あるいは港湾運営、あるいは港湾の設備の改善、そういうようなものと一緒に、それの改善とともにやつていかなければならない面が非常に多いのです。これは、御承知のごとく、運輸省の所管に属する面が多いのです。つまり並行して準備を進めらるべき性質のものでございます。労働省といたしましては、運輸省と連絡をとりつつやつてまいつたのであります。その間の速度に違いがありまして——違いがあつたことについては、労働大臣としてはきわめて不満に思ひます。きわめて不満に思ひますけれども、現実にこれを法律として提出いたします上においては、政府内部の意見の調整、あるいは現実的効果をあげる上において、妥協が必要であります。そこで不満ではあります。書いたことも、その一つであります。ただし、これは全部にわたって二年以内というのではないのでありまして、その中で実行得るものは、直ちにいたします。本年度予算には十億円あまり計

上しておりますが、大部分は直ちに実行できるものであります。具体的な項目については職業安定局長からお答えをいたしますが、そのこと自体は不満であるけれども、いま言つたような事情で今意をいたしたものでありますか、一つには実行できるものは直ちにやるということ、それからもう一つは、二年以内と書いてござりますから、他の部面についても得る限り早く実行できること、こう考えております。

○大出委員 これは特にお断わりをしておきますが、この内閣委員会に總理府提案によるものは、三・三答申によれば中央港湾調整會議なんですが、名称変更をして調整審議會、これが提案をされております。それからもう一つ、いまの答弁と密接にからむのでありますか、運輸省設置法案の中で、港湾審議會のワクの拡大が出てまいりました。管理部門を設置しようというわけであります。これが直接にからんでまいります。したがつて、この二つの論議をしていく過程では、どうしても港湾労働法案についてもものを言わなければなりません。これが直接にからんでまいります。そういう観点から私は承ろうとしておるのであります。

さらにもう一つ、港湾労働法案は、三・三答申が出まして、そのときは大橋労働大臣でありますけれども、私は三・三答申なるものはどうして、前向きに実施しなければならないもの、こういうふうに確信をしておるのであります。したがつて出されておる、社労にかかるております港湾労働法案についても、大筋を言へば、六点くらいは何とか手直しをしてもらわなければならぬのであります。したがつて、社労の山田君の質問等についても検討いたしておりますから、よけいなことをお答えいただきたいのでありますか、二年以内とい

うことになつたその陰のほうで、運輸省と労働省との間で港湾労働法案の取り扱いに関する了解事項が決まりました。この種の法案をめぐつてついぶんもめた。こういうようなもののが文書で取りかわされておるというふうなことになると、私は非常に心外なんですが、この残念なんだといつてしまえばそれだけかもわからぬけれども、運輸省との間に両大臣名でその手に勧法が先はしってはいかぬということになつてくると、私は、どうしてもいま簡単に言わていふ理由では納得できない。そこで、私もいろいろ聞いておりますけれども、その資料を私にいただきたいのと、それからそこに述べられておる内容について、今日この時点で一休大臣はどういうふうにそれを考えておられるか。それはまさに逆に運輸省に押されて、労働省がやむなくそこまで譲ってしまったんだという内容に受け取れる。そこそこをそういうであるのかないのか、どういうふうにお考えなのか、承りたい。

うことになつたその陰のほうで、運輸省と労働省との間で港湾労働法案の取り扱いに関する了解事項について、いろいろなことが文書で取りかわされておるといふふうなことになると、私は非常に心外なんですが、この種の法案をめぐってついぶんもめた。この残骸なんだといつてしまえばそれだけかもわからぬけれども、運輸省との間に両大臣名でその手のことがあるということになると、しかも港湾労働法が先はしってはいかぬということになつてしまふと、私は、どうしてもいま簡単に言わていよいよ理由では納得できない。そこで、私もいろいろ聞いておりますけれども、その資料を私にいただきたいのと、それからそこに述べられておる内容について、今日この時点で一休大臣はどういうふうにそれを考えておられるか。それはまさに運輸省に押されて、労働省がやむなくそこまで譲りかわしました了解点でございますが、詳細は安定局長から御説明いたしますし、資料は別に秘資料を要するものでもございませんから、差し上げます。しかし、この港湾労働法の基本的な方向を立てるような覚え書きの交換をいたした覚えはございませんから、その点は申し上げておきます。具体的には局長からお答えいたさせます。

後に、二月八日付でいいよこの法案を提出するという段階になりまして、法案に盛り込むには、法律技術的にも不適当だというような点もございまして、その点についてやや問題が技術的なものですから、両省の次官の連名で覚え書きを取りかわしております。これは個々の条文についての運営についての覚え書きでございますので、これら両省間の覚え書きが、この法案の運営を阻害するとか、制約するとかいうようなものではもちろんないわけでござります。

○大出委員 しかし、それは少なくとも私は十日の閣議できまるとかうんどうと思つて、いろいろ方々当たつてみたのであります。これは与党の皆さのお家の事情のようなことを申し上げては失礼でありますから言いませんが、なかなか交通部会等で難航をきわめられたと——伊能先生がおられるのでぐあいが悪いのですが、私の耳に入つてしまひまして、かくて、十日ではきまらない。そこで、最後は実施期限の問題になつた。これは一年くらい延びるだらうと思つたら、二カ年、こういうことになつてきた。この辺は労働省が譲られたのだと思うのであります。そこで、少なくともその覚え書きなるものは、最終的にそのあたりを譲つたといふことになつたと相関連をしていふに私は思うわけであります。そこで、私は、逆に港湾労働法を先行させなければならないといふ考え方を実は持つてゐるのであります。いろいろな意見がありましようが、これから申し上げますが、そういうふうに私は考へてゐる。そこで結論を申し上げれば、何としてもこの委員会等を通じ、社会労働委員会等を通じまして、実施時期を極力早めるということにしていただきなければならぬ、こういうふうに思つてゐる。そこで結論を申し上げます。そこで、関連をいたしますので幾つか例を申し上げます。けれども、まず、港湾五カ年計画のからみ合いで、これは本来二千五百億ばかりの

予算を組まれて、さてそれで八〇多くらいはやれるんだということだったわけであります。ところが、経済成長と相ましまして、荷物が四割くらいふえるんだということで、中期経済計画等の成長率七多その他と見合つたりいたしまして、そうして内容が予算的にも変わってきましたということで、五千五百億くらいは追加しなければならぬという形が出てまいりました。三十九年度でありますけれども、大蔵省に要求されたところがこの中で、港湾促進公團になるのかどうかわかりませんが、名称はともかくといたしまして、かつて河野さんが言われた公團でございますけれども、この公團方式が出てまいりまして、これは考えられたかこうになつておりますが、そのときの事情はあとで調べてみましたら、臨時行政調査会のほうで各種公團の整理ということ、こういう問題が出ておりまして、それが理由だったという理由づけがされておるが、さらに四十年度になりますて、この公團について、大蔵省側からもつと積極的に何とか公團方式を検討して出してきてくれという形に変わってきたという現実があります。ところが、この委員会に出されております運輸省の港湾審議公團のワクの拡大、管理部門の設置というのとからみまして、管理部門の設置の前にすでに管理部門を設置されたと同じことになつておつて、実質的には進行しているという形が現実になります。しかもまことに私は心外だと思っております。しかかもことに私は心外だと思っております。これが整理統合の方式がとられてくる、こういう結果が出てくる。中にはどんどん切り捨てられていくものも出てくる、こういう形が現実の問題として出てくる。これがどんどん進行した過程において港湾労働法が考えられるとなると、三・三答申が出てきている今日の時点における港湾労働組合の側その他は一向につんばさじきに置かれたまま、こういかつこうでものごが進んでいて、いろいろ話話し合つておられる。ところが、労働組合の側その他は一向につんばさじきに置かれたまま、こういかつこうでものとが進んでいて、いろいろ話話し合つておられる。そこまで、あくまでも港湾労働が中心に進められて、その上で港湾五カ年計画あるいは公團化の方式云々という論議が行なわれる。そうなつてまいりますと、管理部門設置の中

も、各種の構想が伝わっております。そういう時代で、軍需物資の輸送その他が中心になつて、まさに当時からいきますと、とにかく朝鮮動乱がございました當時からいきますと、とにかく朝鮮動乱電話一本、机一つであつても、人を集める能力のある業者というものは、どんどん認可をしてこの港湾運送事業法なんというものは、国際的にながめると陳腐なものであつて、本来あるべきものではない。にもかかわらず、こういうものをつづけがされておるが、さらには四十年度になりますて、この公團について、大蔵省側からもつと積極的に何とか公團方式を検討して出してきてくれといふことになつておると、この公團方式のねらいといふことになりますと、まさにこれは逆になつてゐる。付帯施設などと、まさにこれは逆になつてゐる。付帯施設の今日の実情なんです。ところが、それは現実にあります。しかも今日の事情からするならば、国と、地方自治体が四分の一を持つというのが、港湾事情とは一変した形のものが考えられている。そうなるとウエートが違つてまいります。ライナーポートなどがどんどんてきて、船舶六グループなどというものとからんでくる。そういうものは、四十一一年から実施するということを非公式に言われておりますけれども、これは今日の港湾事情とは一変した形のものが考えられている。しかも港湾管理者としては入れるんだけれども、それには、港湾運送事業法なんといふものとからんで民間資本を入れたいということ、問題とからんで民間資本を入れたいということ、港湾事情とは一変した形のものが考えられている。それが整理統合の方式がとられてくる、こういう結果が出てくる。中にはどんどん切り捨てられていくものも出てくる、こういう形が現実の問題として出てくる。これがどんどん進行した過程において港湾労働法が考えられるとなると、三・三答申が出てきている今日の時点における港湾労働組合の側その他は一向につんばさじきに置かれたまま、こういかつこうでものとが進んでいて、いろいろ話話し合つておられる。そこまで、あくまでも港湾労働が中心に進められて、その上で港湾五カ年計画あるいは公團化の方式云々という論議が行なわれる。そうなつてまいりますと、管理部門設置の中

かといふ心配を私は持つわけであります。港湾問題についての法改正その他をめぐる時点で、私は心配してきた一人でありますだけに、痛切にそのことを感じるわけであります。

最後に一つだけ加えておきますと、港湾法がございました当時、つまり港湾運送事業法等がでて出でてくるのは、一体何をそこで検討するのかとは思うのであります。今日の資本のあり方からいえば、すでに今日、神戸の原口市長にいろいろ言えど、施設、管理のあり方が先に出てくる。これは港湾労働が中心に進められて、その上で港湾五カ年計画あるいは公團化の方式云々といふ論議が行なわれる。それは港湾といふものがおかしくなつてきはせぬ

かといふ心配を私は持つわけであります。港湾問題についての法改正その他をめぐる時点で、私は心配してきた一人でありますだけに、痛切にそのことを感じるわけであります。

最後に一つだけ加えておきますと、港湾法がございました当時、つまり港湾運送事業法等がでて出でてくるのは、一体何をそこで検討するのかとは思うのであります。今日の資本のあり方からいえば、すでに今日、神戸の原口市長にいろいろ言えど、施設、管理のあり方が先に出てくる。これは港湾労働が中心に進められて、その上で港湾五カ年計画あるいは公團化の方式云々といふ論議が行なわれる。それは港湾といふものがおかしくなつてきはせぬ

かといふ心配を私は持つわけであります。港湾問題についての法改正その他をめぐる時点で、私は心配してきた一人でありますだけに、痛切にそのことを感じるわけであります。

最後に一つだけ加えておきますと、港湾法がございました当時、つまり港湾運送事業法等がでて出でてくるのは、一体何をそこで検討するのかとは思うのであります。今日の資本のあり方からいえば、すでに今日、神戸の原口市長にいろいろ言えど、施設、管理のあり方が先に出てくる。これは港湾労働が中心に進められて、その上で港湾五カ年計画あるいは公團化の方式云々といふ論議が行なわれる。それは港湾といふものがおかしくなつてきはせぬ

す。日本が近代的な産業国家、工業国家として伸びていくのには、この改善というものがやはり引きあわめて必要なものだらうということは全く同感でありますし、それと同時に、だれが一体それを引きずつていいか、三・三答申では、並行してやることが指示されております。もしほんとうに並行ということに重点を置きましたならば、われわれの立案というものはもつともっとおくれたであらうと思ひます。しかし、だれかが引きずつていかなければならぬ、どの面からか引きずつていかなければならぬ。そうすると、やはり人間関係の一番おくれているところ、問題が一番多いところ、そこから引きずつていくよりしようがない。引きずつていくのが一番正しいのだ。私どもはそういう考え方から、並行していくといふことにとらわれないで、よそから見れば、あるいは他の側から見れば、先行先はしりといふ難を甘受しつつ、法案の整備に努力してまいりました。その考え方、今日といえども変わりません。したがつて当初この法案提出に生じました反対論は、他の準備ができたとき同時に提出すべきじゃないかという議論でありました。それらは私どもは承知いたしませんでした。それは先ほどから申しました考えに基づくものであり、それは大出さんの議論と同一の立場であります。しかし、それでもいろいろな方面的意見の調整をしつつ、政府間の合意を得るということがやはり必要なんだと思いますから、そういう点で不本意ながら同意をいたした部面が多いのでございますが、その不本意の最大はさつきから申しましたとおり、二年ということであります。不本意でありますから、あとう限りの努力をいたしまして、その期限を縮めて実行できるよういたすつもりであります。

○大出委員 昨日ですか、これは内示が行なわれているのであります。これがいまの問題とからむのでありますけれども、中小企業近代化助成法という法律がございますが、これによって倉庫業と港運業を指定業種にする、つまり業種指定をするということ、これは各海運局の運航部長等が出

てこられて、港湾運送事業の近代化についてといふことで、いろいろ各港で業者を集めて話をされて、この中で機械をいろいろこしらえて貸し付け、こうことで金をとつて相当な利潤をあげているというところがあるかと思うと、株式会社にして社団法人方式をとつていい。いま全沿岸で全港振であるとか——全港振は主として船内でありますけれども、こういうような方々を全部ここに統合する、こういう方式がどんどん進められていく。非常にこれは急テンポに最近進んできていますけれども、これは何を一体目的にこう進められているかといいますと、三・三答申を受けたの港湾労働法が一方に出てくる。それに対する準備態勢だと私は思います。さらに公團法との関係も出てきていると思います。つまり今日の港湾運送事業法という法律は、なくすか改正しなければならぬと思っておるのであります。この一種業者、二種業者にしても、こまかく調べてまいりますと、何のことはない、契約、これが主になりますと、何のことはない、契約、これが主になつておるだけでありまして、商法上の貨物取り扱い業と何ら変わらない。港運業者は決してない。荷物をこれこれということで契約はできる、それが一つの条件になつておるにすぎない。そうすると、商法上の運送業ではない。そうなつてまた、金港振その他を全部一緒にして港運協会などということになると、契約はここがやる、そして各種の今日の一種業者、二種業者等は金を払えというかつこうでまとまつていくということになりますと、さあ中大小たくさんあります、星の数ほどといつてもよいほど各港湾にはあるのでありますから、そうなるとついていけない業者がたくさん出てくる。落ちこぼれがある。しかし、ここには各種の労働者がおのおの現存する。しかしながら、この方向が四十一年くらいから出でてくる公團化という方向ができている、こういう形になつて運輸審議会の案ができているわけですね。そうなると、私はどう考えてみたい、こういうふうにこの点については考えておるわけなんです。

そこで、さつき申しましたように、これが今日の管理部門の不足などといふものと結びついで、公團化という方向が四十一年くらいから出でてくる運輸審議会の案ができている、こういう形になつて切り捨てられてしまう。こういう結果が一面には出てまいります。そうかと思うと、現状ではもう二つの方式が出てきております。それは何かと申しますと、施設保有会社というふうなものがつくられておりまして、自治体が相当な金を持たされ

ておるかといふこと、これは安定期間の有馬さんもおられるのだから、はつきり聞いておかぬと、あとで問題が残る、こういうふうに思いますので、御答弁を賜わりたいと思います。

○石田國務大臣 御説のいろいろな事情、私の所管に属さないことも多いのですが、そういう事情を勘案しつつ、この立法の趣旨をあくまで貫くということと、それから実施期限はできるだけ早くするよう努力するということを重ねて申しまして、ただいま御質問の趣旨については、局長からお答えをいたします。

○有馬政府委員 大出委員の御指摘のありました港湾の今後の見通しの問題でありますが、私ども御指摘の港湾整備五カ年計画といふものも前提にしております。それからまた三・三答申で指摘されておりますように、港湾運送事業の近代化、その一番大きな方向は、集約化の方向でございます。これも運輸省当局と十分打ち合わせをして、今度の立法をいたしたわけでございます。将来の方向として、御指摘のように弱小企業が合理化の結果淘汰の傾向も出てくるのじゃないかといふことは、もちろんわれわれも計算に入れております。労働の節約化の方向にも行きましょく、節約化を計算に入れても、なつかつ荷物の増量に従つて三六九近くの労働力が五年後には不足するであろう、こういう計算をいたしておるわけでございます。われわれいたしましては、労働の節約とともにもちろんお願いしなければいけませんし、またそれと並行して、生産性の向上に見合つて労働条件の向上といふこともお願いしておるわけでありまして、御指摘のようないろいろな事情は、運輸省当局と十分話し合つてこの法案を立案した次第でございます。

○大出委員 約束どおりの時間で終わりますけれども、前に私はこの委員会で港湾局長に御出席をいただいて、港湾の荷役料金についてもずいぶん

こまかく突っ込んで質問をした経験があるのであります。かつて私も七回も外國歩きをして、フランスのボルドーの港湾の四十五日ストライキに一週間もつき合つたことがあります。太平洋岸協定が結ばれておるので、中間業者はいないのであります。ところが荷役料金の面からいえば、カルカッタの四分の一なんという安い料金しか払われていない。船の積み取り比率がどんどん変わってきて、バイアメリカンなんということになつてアメリカの船をどんどん使つたりすることになる、貿易外収支の大赤字というものが出てくる、こういう事実がある。そうなると、日本の港湾労働者といふものは、いかに何重にもピンはねをされいるかということは、どなたも御承知のとおりであります。しかも港湾運送事業法で私がまんがならないのは、一種業者、二種業者ということで港湾運送事業法による認定がなされているが、一種業者といふのは何も持つておらない。持つてないで、二種業者に顔でチャージを払うといふことです。やみ手配師でありますとか浪人組でありますとかいつておる中で、特に組織暴力云々いうことで参議院で相澤重明氏が質問をしていたら、一体何が起るかということを私は心配するのです。港湾労働者といふものはまさに救われない存在出てくる。こういうところで中小業者が淘汰されたら、一体何が起るかということを私は心配するのです。

僕はやはり港湾労働法の立案に当たられる労働省としては、これはきめこまかにものを言う場所を皆さん側からも求め、それで一方で港湾管理業のほうの動きとあわせて、どううふうに労働省というものを救っていくか。船内居住なんかについても同様なんですが、そのところに一つの視点を置いていただきたいと、将来に向かっても港湾労働者といふものはまさに救われない存在申が出て何がしかいい方向に持つていこうとしているが、船内居住の方々は娘さんが帰つてきて彼氏を連れてきたが、さてここでさようならといふことで、家に行きたいというのを断わらなければならぬ、はしけ渡つてうちに入らなければならぬから。そういう状態が横浜なんかに行くとたくさんある。これらの問題をながめてみると、こういう調整審議会といふものを法律の中に持ち込んで片づけてよいということにはならないのですよ。だから、そういう不備な点がたくさんあります。たとえば四条の規定、あるいは二十六条の事業主の努力義務の規定、こういうところで常用化の促進について十分法的的に考慮して、そろし

ども、しかし、港湾労働会等に合併統合されてしまうか、力のあるところは系列化の方向に進んでいく、ライナーバース等がどんどん出てくる、こういうかこくなつてくると、しかも専用埠頭といふものは、一つの大きな資本形態の中で製品の中で何物かということで原価計算の中に組み入れられているのですから、それだけのものを港湾をつくるために一般の国民が買わされておるか、こうになっておりますから、それが公團ということで、民間資金ということで入つてくるか、こうになれば、それはとてもじやないけれども、近代化はいいが、その過程においていたへんな混乱が起こりはせぬかということを私はこの面から感ずるのですが、これは確かに月末集中配船などという問題もありますけれども、こういうこと

を私はやはり港湾労働法の立案に当たられる労働省としては、これはきめこまかにものを言う場所を皆さん側からも求め、それで一方で港湾管理業のほうの動きとあわせて、どううふうに労働省というものを救っていくか。船内居住なんかについても同様なんですが、そのところに一つの視点を置いていただきたいと、将来に向かっても港湾労働者といふものはまさに救われない存在申が出て何がしかいい方向に持つていこうとしているが、船内居住の方々は娘さんが帰つてきて彼氏を連れてきたが、さてここでさようならといふことで、家に行きたいというのを断わらなければならぬ、はしけ渡つてうちに入らなければならぬから。そういう状態が横浜なんかに行くとたくさんある。これらの問題をながめてみると、こういう調整審議会といふものを法律の中に持つておるにかかわらず通したいという意味は、管理なり業務なりの皆さんの動きと合わせてみると、一日も早くつくらなければ、これを土台にしなければたいへんなことになると私は心配しているのであります。実はこれをしゃべつてお

るうちに、どうも質問よりも意見のほうが多いなりまして、これは時間の関係でかんべんをいたしましたが、これも新造船の場合にはこうするだときたいのですが、あるいは沖の場合に、船内の便所の問題でんかが起つたり、外國船なんかの問題についても、前に何べんも申し上げたのですが、これも新造船の場合にはこうするだときたいのですが、これがやはり港湾労働法の立派な問題である。これらのこととは強力な行政指導をやらなければならぬのであります。なかなかそれも完全には行なわれておらない。さらにまた死ぬ人がどんどんふえる。こういう状態の今日の荷役事情といふことになつてまいりますと、私はこれ以上労働者のほうにしわ寄せをするわけにはいかないという考え方方に立つのです。

そこで、最後にひとつ伺いたいのは、四分の一臨時日雇い、これをどうもうやむやにされてしまつたのですが、私が事務当局の方々に連絡して聞いた範囲によると、三・三答申は、法律でなく答申だから、そういう規制ができるのだけれども、法律ということになると、その規制ができる

**○有馬政府委員** 答申に盛られた日雇いの依存率四分の一といふ考え方を法制化できなかつた事情につきましては、いま御指摘のような理由でございますが、これは法律で一律に四分の一といふ規制をすることは、現在の港の実情から申しますと、非常に実情に合わない。したがつて、四分の一といふ法律上の規制は設けておりませんけれども、港湾労働者の常用化の促進といふねらいは、十分今度の提出法案の中に織り込んでござります。たとえば四条の規定、あるいは二十六条の事業主の努力義務の規定、こういうところで常用化の促進について十分法的的に考慮して、そろし

られた考え方を貫きたい、かのように考えておるわけでございます。別に他意があるわけではございません。

**○大出委員** 時間がまいりましたから、最後にもう一点だけ承りたいのであります。組織暴力云々等の問題は、詳細にいま調べておりますが、なかなか現実の問題として片づかない問題がある。これらのことは強力な行政指導をやらなければならぬのであります。なかなかそれも完全には行なわれておらない。さらにまた死ぬ人がどんどんふえる。こういう状態の今日の荷役事情といふことになつてまいりますと、私はこれ以上労働者のほうにしわ寄せをするわけにはいかないという考え方方に立つのです。

そこで、最後にひとつ伺いたいのは、四分の一臨時日雇い、これをどうもうやむやにされてしまつたのですが、私が事務当局の方々に連絡して聞いた範囲によると、三・三答申は、法律でなく答申だから、そういう規制ができるのだけれども、法律ということになると、その規制ができる

**○有馬政府委員** 答申に盛られた日雇いの依存率四分の一といふ考え方を法制化できなかつた事情につきましては、いま御指摘のような理由でございますが、これは法律で一律に四分の一といふ規制をすることは、現在の港の実情から申しますと、非常に実情に合わない。したがつて、四分の一といふ法律上の規制は設けておりませんけれども、港湾労働者の常用化の促進といふねらいは、十分今度の提出法案の中に織り込んでござります。たとえば四条の規定、あるいは二十六条の事業主の努力義務の規定、こういうところで常用化の促進について十分法的的に考慮して、そろし

て、どうもあまりばつとしない内容と受け取れる。これは将来に向かって、今まで見ているものは、予算が通ってしまったあとでとやかく言つてしまつてもしようがないです、それはどういうふうにするつもりかということを特に私は聞かしておいていただきたい。意見はまた別の機会に申し上げます。

○有馬政府委員 船内居住の禁止問題、これは非常にむずかしい問題でございまして、私どもの立場から提案の二十七条のように、事業主に努力義務として、船内居住させないように、陸上にあげるようによる努力義務規定を置いたわけであります。大体船内居住者千五百卅帯くらいございますが、これを陸にあげるにつきましては、船だまりの問題、それから住宅の問題、これ解決しないで、一気に船内居住を法律で禁止したからそれで陸にあがるというしろものではないわけでございます。そこで、私どもも陸上施設の整備、それから港湾管理者当局に対しては船だまりの整備という両面から、この規定が実効があるよう指導してまいりたい。これは関係の府県並びに港湾管理者たる、主としては六大市に対しまして、この二十七条の趣旨に従つて船内居住の禁止の条項が実効があるような計画を立ててもらいたいということで、少し時間をかけながらこれをやってまいりたい、かように考えます。

○大出委員 最後に要望だけしておきますが、私は労働のことを中心に申し上げたのでありますけれども、さつきも例にあげましたように、朝鮮動乱のさなかに法律ができまして、これは当時の審議の経過等をながめてみますと、弁護士であり、国会に席のある方々等が、相当この法律は統制法みたいなものじやないかということで、反対の意見を述べられている経過も見えます。しかしながら、軍需物資優先という形の輸送方式がとられて、それこそ全くの無資本であつても、机を借りて電話があつてすれば人が集められる、それならばということで認可をしてきたということが、今

日、資料によればわかるように、山ほど中小の業者があり、ここに問題がある。ただし、かといつてこれを切つ払つてしまつて切り捨てればいいんだというものの考え方は、私は間違いたと思うが、政策的にそういう保護政策をとつた時点があつた。してみると、これはいま政府の一部の方が進めておられる方向で突つ走るのではなくて、そこに歯どめをすべきものは歯どめをして、中少の方々の助成の方法等について、どういうふうにきめこまかく助成の方法を考えいくかということを考えて、成り立つ対策をひとつ皆さんの側で指示をするという形にならなければ、ほんとういえば、社会党あたりでも、それ自体に対してもう一つの助成の方法等について、どういうふうにきめこまかく助成の方法を考えいくかというふうにわれわれ承知をいたしておりますのでございますが、かれどもを今回新たに設けようとする御趣旨について、まず基本的な大蔵省の考え方を承つておきたい。

○谷村政府委員 岩動委員が御指摘になりましたとおり、保険と申しますと、ただいま大蔵省では銀行局の中で二課かまえてやつておるわけでござりますが、そういう方向での皆さん方の御努力が——やはり所管の省は違いましそうけれども、労働にからみますから、皆さんの側からも全体的にひとつ安定をしていくように御努力を願うということが、私は今日的筋道ではなかろうかと思う。だから、大資本の側からの要求と、経済成長政策に見合つておられますので、その点あたりういうふうに思つておりますので、その点あたりについて、劳働大臣にくとく御検討いただいて、一つの討議の結果、いい港湾労働法に仕上げていただきたい、このことをお願いをいたしました。

○河本委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。岩動道行君。

○河本委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○石田国務大臣 ただいまの御要望の点は、十分心得て運営をしたいと思います。

○河本委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○岩動委員 私は、大蔵省設置法の改正に関しまして、特に保険部の新設を中心として、若干の質問を申し上げたいと思います。

まず、保険部の新設の理由でござりますが、かつては保険会社と申しますのは、大体他の銀行等と多種の保険が統出をしてきてるという状況にござります。あるいは保険の類似の事業が出てまいりつつあるといふことは、将來、保険行政が強力な、かつ、能率のよい行政が、われわれとしてできることになるものと考えております。

○岩動委員 ただいま官房長からの御説明で、基本的なお気持ちはわかつたわけであります。特に保険につきましても、最近は非常に数多くの新規の保険が統出をしてきてるという状況にござります。あるいは保険の類似の事業が出てまいりつつあるといふことは、将來、保険行政が強力な、かつ、能率のよい行政が、われわれとしてできることになるものと考えております。

○岩動委員 ただいま官房長からの御説明で、基本的なお気持ちはわかつたわけであります。特に保険につきましても、最近は非常に数多くの新規の保険が統出をしてきてるという状況にござります。あるいは保険の類似の事業が出てまいりつつあるといふことは、将來、保険行政が強力な、かつ、能率のよい行政が、われわれとしてできることになるものと考えております。

○中嶋説明員 昨年六月の新潟地震以来、地震保険に対する要望が高まってまいりました。大蔵委員会におきまして、法律改正に付帶いたしまして、附帯決議として地震保険の創設を至急検討せよといふことに相なっております。そこで昨年七月から、大蔵大臣の諮問機関でござります保険審議会に地震保険の創設について諮問をいたしました。その後、小委員会を含めますと、十数回にわたりまして審議を重ねてまいりました。非常にむずかしい問題がたくさんあるわけでござりますけれども、大綱につきましては、この一月の終わりごろに大体骨子をまとめまして、保険審議会の中取りまとめて、最後の答申を待つておる段階でございます。なお、いろいろむずかしい問題が

あります中で、特に地震保険につきましては、非常に巨大な損害が一挙に起るおそれがあるということからして、民間の損害保険会社だけではなく、も担保力が不十分ではないかというふうで、何らかの形で国がこれに関与すべきであるという考え方でございます。いたしますと、やはり国会の御審議をまつ問題が多々出てくるわけでございますが、非常にピッヂを上げて審議をいたしまして、たけれども、今回は、地震保険制度の創設につきまして、関係法案の御審議をお願いする段取りに至らなかつた次第でございます。

それともう一つむずかしい問題は、地震保険の料率をどの程度にするかという、この点は、まだ私ども、抽象的に議論いたしておりますけれども、はつきりこの水準ということが出てまいりました。それは損害保険料率算定会等でも、いま真剣に検討さしておりますが、遠からずある水準のものが出てまいりと想いますので、その段階で保険審議会の総会にかけまして答申をもらいたい。その上で必要な措置をとりたい、そのように思つております。

○岩動委員 答申を待つておられる段階であると申しておられます、日本は災害国であり、特に地震はいつ起こるかわからないということで、衆議院の大蔵委員会でも、早急にその制度を創設するようという要望をいたしたわけであります。

が、これは今度の通常国会にこれに関連した法案が出されなかつことは、私どもとしてははなはだ遺憾に思つてゐるところでございます。早急に政府におきましても、答申を得られるよう努力をされて、不安のない状態にぜひ持つていくようにつ極力努力をしていただきたい、かように考えておるわけであります。

それから、最近はいろいろな保険の類似事業といふものがふえてきておりますが、これには一体どういうものが特に出てきておるか。また、これに対する保険行政上の観点から、どのように対策を考えておられるか、これをひとつお伺ひしておきたい。

○中嶋説明員 やや技術的な問題にもわたりますので、私からお答え申し上げます。商法には、損害保険、生命保険の定義がございまして、それを受けて、保険業法で保険の事業を行なうのは免許を要するということになつておるわけでございます。

また、そのほか各種の共済組合関係の法律に基づきまして、それそれ共済事業が営まれておりますが、御案内のとおりであります。ところが、そのほかいろいろな分野におきまして、助け合いと申しますか、一定額の金を集めてこれをある場合に給付するという形のものが、最近非常にふえてきておるよう私ども考えます。これは、たとえば労働関係の法規に基づきます福利厚生施設としてやる場合もございましょう。しかし、そういうふうはつきりしたものなしに、一つの慶弔規定が組織化されていくというような形で、共済事業が行なわれるという場合がふえておるのではないかとも実は全般を把握するような立場にいまございませんので、目に触れますものは、それこそその際保険行政との調整をはかつておりますが、そのほか、すそ野が非常に広いということで、非常に苦慮をいたしておる次第でございます。

○岩動委員 最近は山陽特殊鋼の問題でも、社内預金が非常に大きな問題になつて、この処置をどうするか、これが非常に大きな問題であります。これと似たような問題が保険類似事業に起らぬないように、あらかじめいまから強力にその対策を考えさせていただきたい。社内預金の問題だけに目を向かないで、このほうにも十分な注意を払つていただきなければいかぬ、かように考えております。

次に、従来、保険会社は、住宅建設に対してはかなり長期の資金を財投等にも協力をしていただきつておりますが、さらにそれとは別個に、保険会社自体で新たに住宅の資金を供給していきたく、いつのうちもよく外務員の人から伺うのであります。これは私どもよく外務員の人から見方について非常に過酷であると申しますが、いといふような構想もあるやに承つておりますが、特に長期資金を必要とする住宅対策でありますので、これらの問題が現在どのように進んで

るのか、その見通し等について、ひとつ当局に伺つておきたいと思います。

○中嶋説明員 お答え申し上げます。

生命保険の分野でございますが、住宅公團の資

金につきましては、その総量の四割程度は生命保険のほうから出しております。しかしながら、そ

ういう形だけで国の住宅政策に協力するのがいいのかどうか、このほかにさらに協力のしかたはな

いのかというようなことを業界でも議論いたしてありますし、大蔵省としても、もう少し別の観点

から住宅政策に協力する道を考えるべきではないかということを申しまして、希望をいたしておる

段階でございます。生命保険会社がそれぞれ資金

を出し合いまして住宅をつくるという場合に考え

られますことは、一つは都心開発でございます。

それからもう一つは、郊外地へ土地を取得いたし

まして、中堅所得層のための住宅を建設していく

う形をとるかということは、います生命保険業界の

中で検討いたしておる段階でございまして、そう

いう会社をつくりましたら、どちらに重点を置く

かといふことはまだ今後の問題でございますけれ

ども、住宅政策に協力するよう持つていかせた

い、かような考え方でございます。

○岩動委員 まだはつきりした構想が伺えないわ

けでございますが、これはぜひ早急に関係方面と

よく御相談いただいて、大蔵省とともに十分に長

期資金が国民のために公共的に活用できるよう

に、さらにお力を尽くしていただきたいと思いま

ます。

国税庁の次長が見ておりましたので、この際伺

いたいのであります。これは私どもよく外務員の人から

伺うのであります。その所得の計算上、経費の

見方について非常に過酷であると申しますが、い

うものがよいかかっているので、この経費の

損金と申しますが、そういう見方をもつと合理

的現実に即した扱いをしてもらいたいという要

望が、かなり出てまいつております。これら

の点について、現在どのように考えておられま

すか。

○臺田村説明員 保険の外務員の所得計算にあ

りましては、経費の率を大体どのくらい見るかと

いう問題の御質問でございます。当方といたしま

して、本来からいえば、なるべく個々の所得者

ごとに経費をはじいていくというのが適当なん

でございますが、なかなかそうした判定もできない

ために、一般的にこちらが実態を調査いたしまし

て、経費のいろいろな種類ごとにどのくらいの経

費がかかるものであるかというのを実例に基づ

きましてはじまして、またそのほかにいろいろ

そうした業界の方々の意見も聞きまして、まあ適

正と思われる率ではじいてるのでございます

が、なおいろいろ最近こうした旅費がかかる、あ

るいは交際費的なものがかかる、こういったよう

な御主張もござりますので、さらにこの率がある

いは適正じゃないということがござりますれば、

そうした御意見も伺つた上で検討したい、こう考

えております。

○岩動委員 保険は長期の安定した貯蓄でもあり

ますので、銀行局におきましても、十分に外務員

の要望を聞かれて、それを部内においてよく調整

をされて、そうして外務員が十分に正しい募集が

できるよう、こういう課税上の問題がネットに

なるために、外務員にもなり手がない、あるいは

外務員になつてもいろいろの問題を起すという

ようなことの原因にもなりかねないと思ひます

で、この点についてはさらに十分に御検討をいた

だいて、正常な募集活動ができるようひとつ御

努力をいただきたいと思ひます。この点について

銀行局から……。

○中嶋説明員 ただいま仰せの点につきましては、外務員の組織の問題につきまして現在業界に改善策を命じておりまして、また、大蔵省におきましても保険審議会で近くこの問題を取り上げた

いと思っておりますが、仰せの外務員の給与の問題もこれに非常に密接な関連がございますので、

この辺を考えながら、御指摘の点を改善して、外務員を募集しやすいようにしていただきたいと考えております。

○岩動委員 時間もありませんので、保険の関係はこの程度にいたしまして、次に、税関の定員増加等に関しまして若干御質問をいたしたいと思います。

今回の定員増は百四人ということになっており、この定員増のそれぞれの内訳と申しますか、輸出入業務の関係ではどれくらいであるか、あるいは保税地域の関係ではどれくらいの増員になるかという点について、まず承りたいと思います。

○佐々木政府委員 岩動委員ただいま御指摘のとおり、最近港湾地帯の整備が進んでまいりました

て、保税地域についてもかなりの増加が見られる

次第でございますので、四十年度といたしまして

は、増員をお願いしております百四人のうち、ほ

ば三十人をこれに充てたいと考えておるのでござ

ります。輸出入業務がふえております点に対しま

しては、三十四、五名の人員を充てたいと考えて

おります。また監視を要する地域の増大その他を

見まして、監視体制の強化のためには、二十五人

を充てたいと考えておるところでございます。そ

の他税關の仕事のうちには、課税の基準になります

す輸入品の価格が非常に問題でございますので、

この価格をもつと能率的に調査し得るよう、専

門の人員を十五名程度配置したいと考えておると

ころでございます。

○岩動委員 今日の貿易の増加の状況、あるいは

最近は韓国との国交の正常化等も予想される事態

になつてまいってきておりますので、私は通関

行政がこの程度ではたして十分に処理ができるの

かどうか、渋滞のおそれはないかという点を非常に

心配をするのであります。ただいま表に出た定員増加はその程度でありますか、そのほかに昨

年欠員の不補充という措置を内閣でとったわけで

あります。それと凍結解除との関係で実質的にはどの程度の増員を予定して、この増大する事務を処理される予定であるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○谷村政府委員 關稅局が關稅關係で形式的な増員はいまおっしゃった百四人であります。昨年のいわゆる欠員不補充というものの解除をしておられますのは、三十九年度中におきまして税關関係では二十二人ござります。これは神戸税關の麻耶出張所というところの設置にからみまして、どうしてもその程度の欠員不補充を解除してもらわないとできなかつたわけでございまして、特にそれを認めていたのが三十九年度の初めであります。四十年度につきましては、四十六名を欠員不補充からはずして、凍結解除をしてもらいました。したがいまして、実質的には百四名の定員増と不補充の解除の四十六名と合わせて百五十名といふのが、四十年度の増ということになるわけですが、われわれの考え方からいえば、新規にそれだけ配属できるというものではなくて、いわゆる新規に配属して純粹に強化し得るものとしては、百四名をどう配置するか、こういう形として考えておるわけでございます。

○岩動委員 凍結解除によつて百五十人ということが、審査の改善ということもはかつておるわけでございます。

ございます。基本的には、われわれの仕事をもつと

は、今日の増大する行政需要に対してはたして

十分であるかどうか、はなはだ疑問であります。

したがつて、もちろん定員の増加は極力節約

をして行なわなければならぬわけございまして

ないように、また国民の利益をそこなわないようよ

うに、今後通關行政事務の合理化、能率化についてどういう構想を持っておられるのか、

そこをひとつ承つておきたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘のように、事務の量が

非常にふえてまいつておりますのに、同じ人員で、

いろいろな問題が発生するということになりまし

て、どうも重点化を徹底して行なうことは困難な

状況にあります。重点を毎週とか毎月とか移動し

つつ、そのときどきの情勢に応じてやっていくと

いうことが必要なものではなかろうかと思う次第であります。

人員の増加の希望は、各税關とも非常に強いわ

けであります。これもまた、政府並びに党における一般的な定員増を抑えなければならないという要請

の間にさまりまして、いろいろな難問題をかか

えておるわけでありますけれども、機械化、制度

の改革等によりまして、極力与えられた人員に

よつて能率をあげていきたいと考えておる次第で

ございます。

○岩動委員 時間もありませんので、国税庁の増員関係について伺いたいと思います。

減税がかなり大幅に毎年行なわれております

もかかわらず、定員のほうはある程度ふやしてい

かざるを得ないと、いふことは、これは徵稅人員あ

るいは法人の数が逐年ふえてまいつていくとい

うことと関連をしていると思うのですが、来

年の定員は、先ほどの關稅局の関係と同じよう

に、欠員不補充の関係、凍結解除の関係等からし

て、他省と同じレベルに考えた場合には、実際には、どれだけふえるかという点をひとつ伺つておきたい。

○谷村政府委員 来年度表面的には二百人でござ

いますが、このほかに、いわゆる欠員不補充の解

除が、四十年度において三百八十五名ございま

す。合わせますと、五百八十五名が実質的な増と

いうことでござりますが、これも先ほど申したと

同じで、本来大蔵省の國稅局の関係では、欠員不

補充の原則どおりに九月四日現在でぴたりとや

れましたことは、非常につらいことであります。

は、欠員不補充の解除とそれから形式的な定員の

増と合わせた数字でござります。

人で間に合うとしましても、四十一年度以降は、どういう計画を持っておられるか、それをひつ……。

○谷村政府委員 やはりだんだん税務職員の欠員が出てまいりますのを、新たなわば学校出のあるいは税務大学校で研修した者をもって充てていくという形で補充していくことを考えてまいりますと、やはり千人ぐらいの補充では間に合わなくて、千六百人とか、あるいは場合によつては二千人近い人間を補充しないと、第一線で現実に活動しておる人員が減っていくおそれがあるかと思います。さようなわけで、ことしは二百人といふことで、一応とりあえずの千六百人なら千六百人予定しております税務大学校新入生のカバーをするということを考えたわけでございますが、さらに来年度以降のこと、その先のことまで考えてみますと、やはりもう少し新規に採用し得る道を開き、かつ第一線で働いている人間の数は減らさないでいこうということのためには、ことしの二百人の増に加えて、さらにそれ以上、四百人程度かとも考えておりますが、そこは別にはつきりとしたものでもないでございますが、大体その程度のところはふやさねばなるまいというふうに考えておる次第でございます。

○岩動委員 各国税局の定員の配置のあり方、これは納稅義務者あるいは納稅額等と関連して、はたして適正に配置されているかどうか。これの再配分が必要ではないかという問題も、あらうかと思うのであります。特に東京局などは、わりに定員の配置が少ないのでないか、あるいは人間の補充が十分に行なわれないという点があるのでないかと考えられるのであります。これはもちろん職員の住宅の問題等もありますので、税務職員の住宅等の対策も十分に考えていかなければ、定員の再配分という問題も円滑に行なわれ得ないと思うのであります。特に地方局において、定員の配置も、納稅義務者の割合から見ると、わりに地方のほうに参りますと、こまかいところに

まで十分な調査がいくと申しますか、調査が行き過ぎて、東京局あたりではあまり問題にならない点が問題になつてしまふというように、課税上不公平な扱いが起つてくる傾向がかなりあるようと思われる所以あります。そういう点からも、定員の配置につきましては十分な配慮が必要だと思ふのでありますが、これにつきまして、ひとつ大蔵省のお考えを承りたいと思います。

○喜田村説明員 いま岩動委員おつしやったお通りのこととございまして、現在税務全体として対象になります納稅者の数あるいは法人の数がふえておりますし、また一方その規模が大きくなっています。しかも、それが地域的に見た場合に、ふえ方が非常に格差がある。おっしゃるとおり、都会地に非常に事務量がふえて、地方は減るといふほどでなくとも、それほどふえない。こうしたために、定員を旧来のままに据え置きますと、そこに調査の疎密に差が出てくる。それが結果的にあるいは課税水準というものの差になつてくるというおそれもありますので、この点につきまして、国税庁いたしましても、この定員の再配

置、またそれに伴う現員の異動ということには非常に力を入れておりますが、たとえば過去も、三十六年度にもありました、三十八年度にも地方局の定員を減らしまして、東京局に六百三十七名ふやしましたし、また同じ税務の中でも、事務によりまして、徴収とか簡税が比較的仕事が伸びないのに、直税系統、特に法人、資産系統の仕事が伸びるということのために、そうした簡税、徴収の職員を減らしまして、直税事務にたとえば千人、三十八年度においてふやす、こういった措置をやつております。またそのほかに、定員を動かす

といつた短期的な措置もとりまして、こうした仕事の伸び方と人員配置のアンバランスということのため納稅者の税務の公平に対する信頼がゆらぐということのないよう、最善の努力を尽くして

おるところでございます。この点につきましては、先ほど出されました行政監察局の監察報告に記載のとおり、この点につきましては、國税庁の從來の努力をさらに一そう推進して、國税庁の從來の努力をさらに一そう推進する、こうしたことときめておる次第でございます。

○岩動委員 本会議の予算もありましたので、これまで終わりたいと思いますが、せっかく鍛冶政務次官もおいでになっておりますので、特にただいま私の触れました、東京局に法人をつくりやつておりますし、また一方その規模が大きくなつております。しかも、それが地域的に見た場合に、ふえ方が非常に格差がある。おっしゃるとおり、

しまうというところから、課税上非常な地域的な不均衡が見えるわけでありますので、これは定員の配置とも関連をいたしておるし、課税上重要な問題であります。課税上の地域格差のないように、ひとつの十分な御配慮をいただきたいと思いますが、政務次官からひとつ。

○鍛冶政府委員 私も前からさよくなことを聞いておりますので、これは事実かどうかよくわかりませんが、事実だとすればゆゆしい問題だと思いますが、東京へ来ると、私のようなものは目にとまらぬからそんなにとられないだろうと、うるさい気分がしからしめるのではなくちやならないと思っております。

○河本委員長 次会は、来たる三十日、火曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十四分散会